

(案外参考)

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドラインについて

- 1 「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）において、建設業については、一定の猶予期間を置いたうえで、時間外労働の罰則付き上限規制の一般則を適用することとされたところ。
- 2 当該規制の適用に当たっては、個々の建設企業や建設業界全体における生産性向上に向けた取組と併せて、発注者や国民の理解を得ていくための取組が必要であることに鑑み、本年6月に「建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」、同年7月には「建設業の働き方改革に関する協議会」が設置された。
- 3 今般、これらの会議における議論も踏まえ、公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議申合せ）が策定された。
- 4 当省においても、本ガイドラインの策定の趣旨及び内容を十分理解のうえ、公共工事にあたっては本ガイドラインに沿った工事の実施を徹底していくとともに、所管の独立行政法人や特殊法人等、また建設工事の発注を行う民間企業の団体に対して、本ガイドラインの内容を周知することとする。

※当該ガイドラインの趣旨

本ガイドラインは、建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた取組の一つとして、公共・民間含め全ての建設工事において働き方改革に向けた生産性向上や適正な工期設定等が行われることを目的として策定されたもの。

国の発注工事においては、本ガイドラインに沿った工事の実施を徹底し、独立行政法人、特殊法人、また、民間発注団体に対しても、本ガイドラインに沿った工事の実施がなされるよう、以下取組内容等を周知し、理解と協力を求める。

○時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

- (1) 請負契約の締結に係る基本原則
- (2) 受注者の役割
- (3) 発注者の役割
- (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化

○時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

- (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化
- (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保
- (3) 生産性向上
- (4) 下請契約における取組
- (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用